

介護職員の継続した就労を支援します

介護サービスを担う介護職員の資質向上及び人材育成を図るため、介護福祉士資格の取得に要する費用の一部を助成します。

1 条件

- (1) 三木市内の介護保険事業所で勤務しており、今後も同事業所で継続して（少なくとも3年以上）働く意思があること
- (2) 過去に本事業による助成を受けていないこと。
- (3) 国や兵庫県等による公的な助成を受けていないこと。
- (4) 市税等を滞納していないこと。

※(1)及び(3)については、助成日以降に調査し、違反している場合は返還していただきます。

2 助成額

受験手数料（令和8年1月25日実施分）及び実務者研修の受講料の合計額の2分の1に相当する額（千円未満端数切り捨て）とし、10万円を限度とします。

3 申請に必要な書類

- (1) 資格取得助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 受験票（写し）
- (3) 受験手数料の領収書（写し）
- (4) 実務者研修の修了証明書（写し）
- (5) 実務者研修の領収書（原本）
- (6) 市税の滞納がないことの証明書（原本）※納税証明書等

4 申請期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで

三木市介護福祉士資格取得支援事業Q & A

問1 会社が実務者研修の費用を負担してくれましたが、助成の対象となりますか。

(答) 対象になりません。

個人で負担した費用に対しての助成となります。

問2 試験対策として参考書を購入しましたが、助成の対象となりますか。

(答) 対象なりません。

ただし、実務者研修で使用するテキストにかかる費用は対象になります。

問3 研修費用を分割払いにしたので、現在支払い中ですが申請できますか。

(答) 申請できません。

受付期間内に支払いを終え、領収書等を添付して申請してください。

問4 昨年度に実務者研修を修了し、今年度、国家試験を受験する場合には助成の対象となりますか。

(答) 一部対象になります。

国家試験の受験年度を基準としています。この場合では受験手数料のみ助成の対象になります。

問5 非常勤の介護職員は助成の対象となりますか。

(答) 対象になります。

問6 条件に今後も同事業所で働く意思とありますが、具体的にはどれくらいの期間ですか。

(答) 特に設定していません。

各々諸事情等があると思いますので具体的に設定することはできませんが、補助金交付後、少なくとも3年程度は継続していただくことを想定しています。

問7 市内の介護保険事業所で勤務とありますが、どのような施設での勤務ですか。

(答) 介護保険法上のサービスを提供する事業所です。